

令和元年台風19号災害における 被災者生活再建支援制度の申請受付について

長野市

1 被災者生活再建支援制度とは

「令和元年台風19号災害」により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、生活再建のための支援金を支給します。制度概要は裏面をご覧ください。

なお、請求書の受付から交付までは数ヶ月かかります（書類不備がある場合はそれ以上かかることがあります）。支援金の交付が決定した際は、振込み時期等の記載がある通知文が郵送で届きます。

2 申請における必要書類

① 基礎支援金

【全ての世帯で必要なもの】

- ①申請書（所定のもの）
- ②住民票原本等（罹災時に世帯が居住していたことが証明でき、世帯全員・続柄入りのもの。同意書に代えることも可）

※市内に住所がない方は住所地の市町村役場で取得してください。

- ③り災証明書の原本
- ④世帯主の預金通帳
- ⑤印鑑（認印等）

【住宅が「半壊」もしくは「大規模半壊」し、やむを得ず解体した世帯】

- ⑥滅失登記簿謄本、又は、解体証明書

※解体証明書の発行については下記の相談・受付窓口へご相談ください。

② 加算支援金

生活の再建方法（住宅の建設・購入、補修、賃貸）に応じて、準備が整い次第ご申請ください。なお、加算支援金の「賃貸」について、公営住宅・仮設住宅は対象外です。

【全ての世帯で必要なもの】

- ⑦契約書の写し（住宅の建築・購入、補修、賃貸が分かるもの）

※⑦をご持参いただき、窓口で申請書をご記入ください。

○契約書に最低限必要な記載内容○

【建設・購入、補修の場合】

- ・契約日
- ・注文者、請負者双方の記名押印
- ・工事施工場所
- ・契約金額
- ・工期
- ・工事内容

【賃貸（公営・仮設住宅を除く）の場合】

- ・契約日
- ・賃貸人、賃借人双方の記名押印
- ・賃貸場所
- ・賃料（無償は対象外）
- ・賃貸借期間
- ・契約内容（居住目的であること）

3 受付窓口の場所・時間について

○受付窓口

①長野市役所第二庁舎2階 福祉政策課：026-224-5028

②長沼支所

③豊野支所

④篠ノ井総合市民センター

⑤松代支所

○受付時間 平日の8:30～17:15

被災者生活再建支援制度

～生活再建のための支援金を申請により受けることができます～

長野市

制度の対象となる被災世帯

住宅が「**全壊**」

※ 災証明書を御確認ください。

住宅が「**大規模半壊**」、
「**半壊**」等し、その住宅を
やむを得ず**解体**

※ 災証明書を御確認ください。

「**大規模半壊**」

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければその住宅の居住が困難

※ 災証明書を御確認ください。

(1) 基礎支援金の支給 (住宅の被害程度に応じて、世帯に支給する支援金です。)

※ 住宅の再建方法が決まっていなくても、基礎支援金を申請することができます。

申請期間：災害のあった日から25ヶ月 (令和3年11月11日まで)

100万円

(1人世帯の場合は
75万円)

100万円

(1人世帯の場合は
75万円)

50万円

(1人世帯の場合は
37.5万円)



基礎支援金に加えて…

(2) 加算支援金の支給 (住宅の再建方法に応じて、世帯に支給する支援金です。)

※ 借上型仮設住宅に入居の場合は、その後の再建状況に応じて支給されます。

申請期間：災害のあった日から37ヶ月 (令和4年11月11日まで)

建設・購入した場合

200万円

(1人世帯の場合は
150万円)

補修した場合

100万円

(1人世帯の場合は
75万円)

民間住宅を賃借した場合

50万円

(1人世帯の場合は
37.5万円)

※補修後に建設・購入への追加加算は不可

※ 例えば…

自宅が全壊し、借上型仮設住宅に入居。その後、民間住宅を賃借した後、自宅を購入した場合 (2人世帯)

(1) 基礎支援金100万円

(2) 加算支援金50万円 + 150万円

(1) + (2) = **300万円**

建設・購入

+150万円

(1人世帯の場合は
+112.5万円)

その後、建設・購入
や補修を行った場合

補修

+50万円

(1人世帯の場合は
+37.5万円)